

令和7年4月25日 開 会

令和7年4月25日 閉 会

第23回 総 会 議 事 録

十日町市農業委員会

第23回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日（金）午後2時00分から午後3時38分

2. 開催場所 千手中央コミュニティセンター ホール

3. 出席委員

①農業委員 24名

会 長 8番 村山 隆義

会長職務代理 7番 古高 悟

1番 南雲 正隆	9番 田村 実義	15番 佐藤 三代治	21番 根津 徳男
2番 村越 益男	10番 村山 浩一	16番 児玉 芳洋	22番 福島 恭子
3番 樋口 則雄	11番 近藤 元	17番 樋口 正州	23番 村山 太郎
4番 富井 公一	12番 高橋 清一	18番 北村 公太郎	24番 吉楽 広志
5番 岩田 稔	13番 佐野 幸男		
6番 長谷川 東	14番 高橋 松雄	20番 若井 君男	

欠席委員 19番 菅井 太一

②推進委員（招集委員 33名）

1番 庭野 誠一	10番 小林 勉	19番 藏品 茂昭	28番 山賀 巳喜夫
2番 真霜 賢一	11番 小海 雅秀	20番 内山 浩樹	29番 松山 邦夫
3番 阿部 隆	12番 上村 晴彦		30番 佐藤 一重
4番 徳永 稔	13番 金澤 富治	22番 登坂 一夫	
		23番 小柳 利勝	32番 村山 幸夫
6番 池田 征一	15番 小海 輝忠	24番 樋口 勝也	33番 江口 隆雄
	16番 樋口 倉藏	25番 山本 久	
8番 山田 幸太郎	17番 佐藤 正一		
9番 綱 大介	18番 高橋 勝則	27番 吉楽 一馬	

欠席委員 5番 中島 正 7番 宮内 隆和 14番 金澤 拓男 21番 高橋 勝久
26番 鈴木 幸榮 31番 相澤 成一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について（8件）

報告第2号 農地転用事実確認願いについて (5件)
報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて (1件)

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について
議案第1号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について (1件)
議題第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (13件)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (5件)

日程第4 十日町市農用地利用集積計画について
議案第4号 ・移転 (2件)
・新規 (13件)
・再設定 (7件)

その他

5. 農業委員会事務局職員

本局局長	小林 成樹	中里事務所 主査	上村 知誉
本局庶務係長	古田島 敦	松代事務所 主査	高橋 千春
川西事務所 主査	角張希美子	松之山事務所 副参事	相澤 正和

6. 会議の内容 別紙の通り

6. 会議の内容

村山議長 これより第23回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、19番委員は欠席の届けが出されております。したがって24名中23名の出席でございますので、在任委員の過半数が出席であり、第23回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第1「議事録署名委員の選出」でございますが、議長に一任願えれば幸いですがいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、それでは指名させていただきます。

第23回総会の議事録署名委員は、23番委員と24番委員の両名からお願いいたします。あわせて、記録については事務局に一任願えれば幸いですがいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

では、日程第2「農地法等の規定に基づく報告について」でございます。報告事項は第1号から第3号までございますが、全ての報告が終わりました後に、ご意見、ご質問を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局報告願います。

事務局 【報告第1号から第3号説明】

村山議長 ただいま事務局より報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、次に進ませていただきます。続きまして、日程第3「議案第1号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」1件の申請が出ておりますので、この内容についてご審議いただきたいと思います。

では、事務局説明願います。

事務局 【議案第1号、説明】

村山議長 この案件につきまして担当委員説明願います。

14番 4月21日に申請者へ電話連絡いたしました。記載のとおり間違いないということを確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 ただいま担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、あらためてお諮りいたします。農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について、受理することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

次に、日程第4「議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について」13件の申請が出ております。この内容についてご審議をいただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 **【議案第2号、28番説明】**

村山議長 では、28番の案件につきまして担当委員説明願います。

9番 4月19日に譲渡人、譲受人、両方に電話で確認を取りました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 では、28番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では、29番説明願います。

事務局 **【議案第2号、29番説明】**

村山議長 29番の案件につきまして担当委員説明願います。

24番 譲受人、譲渡人は親子関係でして、記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 29番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、30番説明願います。

事務局 **【議案第2号、30番説明】**

村山議長 では、30番の案件につきまして担当委員説明願います。

2番 両者に電話で確認をしました。記載のとおり間違いはないということでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 30 番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、31番説明願います。

事務局 【議案第 2 号、31番説明】

村山議長 では、31 番の案件につきまして担当委員説明願います。

6 番 今まで田んぼの耕作をしていた方が昨年転居されましたので、この田んぼの隣接者である譲受人が今後借りて耕作するものです。このお二人と私の 3 人で協議を進めておりまして、この記載事項と間違いございません。

村山議長 はい、31 番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、32番を説明願います。

事務局 【議案第 2 号、32番説明】

村山議長 では、32 番の案件につきまして担当委員説明願います。

10 番 4 月 19 日に譲渡人、譲受人の双方に面談にて確認をしてまいりました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、32 番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、33番説明願います。

事務局 【議案第 2 号、33番説明】

村山議長 続けて 34 番も。

事務局 【議案第 2 号、34番説明】

村山議長 では、33 番、34 番、担当委員説明願います。

11 番 今ほどの 2 件につきましては譲受人が同一法人ということであります。2 件とも 4 月 20 日に譲渡人、譲受人双方に確認し間違いありませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、33 番、34 番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では、35番説明願います。

事務局 【議案第2号、35番説明】

村山議長 はい、これは35番、私の担当ですので説明させていただきます。これはだいぶ前に田んぼを整理したときに、赤線、青線が入っていたというもので、この度、きちんと確認できたことから、手続きをしたいということでございます。

35番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、36番説明願います。

事務局 【議案第2号、36番説明】

村山議長 では、36番の案件につきまして担当委員説明願います。

7番 21日に電話で確認いたしました。亡くなられた譲渡人は相続する人がいなくて、親戚であります譲受人の方がこの土地を取得するということでもあります。よろしく願います。

村山議長 はい、36番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、37番説明願います。

事務局 【議案第2号、37番説明】

村山議長 37番の案件につきまして担当委員説明願います。

1番 譲受人には22日に訪問で確認を取りました。譲渡人は当日いなかったのですが翌日電話で確認できました。申請のとおり間違いありません。よろしく願います。

村山議長 では、37番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、38番説明願います。

事務局 【議案第2号、38番説明】

村山議長 では、38番の案件につきまして担当委員説明願います。

11番 4月20日に両人に確認をいたしました。記載のとおり間違いありません。よろしく願います。

村山議長 では、38番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、39番説明願います。

事務局 【議案第2号、39番説明】

村山議長 では、39番の案件につきまして担当委員説明願います。

21番 4月21日に両者に電話にて確認をいたしました。事実間違いございませんので、よろしくお願いします。

村山議長 はい、39番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、40番を説明願います。

事務局 【議案第2号、40番説明】

村山議長 では、40番の案件につきまして担当委員説明願います。

20番 22日に両者に電話で確認しました。なお土地は譲受人の家のそばです。よろしくお願いします。

村山議長 はい、40番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、13件の審議が終わりましたが、あらためてお諮りいたします。13件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますのでそのように決定させていただきます

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」5件の申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 【議案第3号、10番説明】

村山議長 では、10番の案件につきまして担当委員説明願います。

5番 4月22日に事務局と申請地を確認いたしました。同じ日に両名に電話で相違ないことを確認しています。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、10番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、11番説明願います。

事務局 【議案第3号、11番説明】

村山議長 では、11番の案件につきまして担当委員説明願います。

18番 川西事務所の担当者と現地を確認し、その後両者に確認を取りました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長 はい、11番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では、12番を説明願います。

事務局 【議案第3号、12番説明】

村山議長 では、12番の案件につきまして担当委員説明願います。

24番 第3条のところで出てきた親子関係の案件ですが、違反転用ということで4月16日に市の担当者と現地確認に行っていました。田んぼだった所に車庫が建っておりました。始末書も出ておりますのでよろしくお願いします。

村山議長 はい、12番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では、13番を説明願います。

事務局 【議案第3号、13番説明】

村山議長 この案件は、8番の私の担当でございますので説明いたします。場所については、駅西の区画整理区域内でございます。そのほかは記載のとおり確認できましたので、ご報告いたします。

村山議長 13番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

ないようでございますので、では、14番を説明願います。

事務局 【議案第3号、14番説明】

村山議長 この案件も8番の私の担当でございますので確認報告いたしますが、記載のとおり間違いはないということで確認いたしました。以上でございます。

この案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」5件の審議が終わりましたが、あらためてお諮りいたします。こ

の5件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので そのように決定させていただきます。

続きまして、「農地利用集積計画案に対する意見について」でございます。権利の移転が2件、新規設定が13件、再設定が7件、計22件についてご審議をお願いします。では、事務局より説明願います。

事務局 農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取でございます。今月は権利の移転、公社借入、公社貸付についての意見聴取でございます。まず、権利の移転でございますが、12 ページ右端の備考欄に記載のとおり、借手が移転するものでございます。

農地を効率的に耕作でき、意見聴取に対しては「適当である」と考えます。ご審議をお願いいたします。

村山議長 では、事務局より権利移転について説明がありましたが、これについてご意見ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特に意見がございませんので、この権利移動に関して「適当」と回答いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように回答させていただきます。

続きまして、新規設定について事務局説明願います。

事務局 13ページから17ページまでが新規13件、18ページから20ページが再設定7件でございます。それぞれの契約において、新潟県農林公社が譲受人と譲渡人の間に入っております。転貸借の形をとっており、譲渡人と公社との貸借契約が「公社借入」となり、公社と譲受人ととの貸借契約が「公社貸付」でございます。

事務局といたしましては、新規の13件、再設定の7件、計20件の全てについて、担当委員からの報告を踏まえて、農地を効率的に耕作できる場合には、意見聴取に対して「計画案は適当である」旨の回答をいたしたいと考えます。

それでは、推進委員の皆様から確認報告をいただきますが、報告は新規案件についてのみとさせていただきます。会長が推進委員を指名しますので、担当地区案件一括で報告をお願いします。指名を受けた推進委員はページ番号と受付番号を読み上げてからご説明ください。

村山議長 では、15番委員よりお願いします。

推15番 13ページの37番、38番です。両者に確認しました。記載のとおり間違いのないことですので、よろしくお願いします。

村山議長 はい、次に18番委員お願いいたします。

推18番 14ページの40番、41番、15ページの42番、議案書のとおり間違いありませんのでよろしくお願いします。

村山議長 では、19番委員確認報告お願いいたします。

推19番 15ページの43番、44番、それから16ページの45番、46番、47番、17ページの48番になります。すべて同一の法人が借り受けるものであります。それぞれ確認しましたが、高齢のために農業をやめる、それから体の具合で耕作できない、というようなお話で皆さんの確認を取れています。1点だけ、47番の案件は、ここは蕎麦の転作用地で、譲受人が効率的に運営できるということで貸し付けるということでございました。いずれも申請のとおりでございます。よろしくお願いします。

村山議長 はい、次に24番委員確認報告お願いいたします。

推24番 14ページ、受付番号39番、本日になりましたが譲渡人と面談で確認いたしました。譲受人とは電話で確認いたしました。間違いのないですのでよろしくお願いします。

村山議長 はい。以上で農地中間管理事業の公社貸付の新規設定13点について確認報告がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

村山議長 はい。20番委員。

20番 今の法人の対価について、それぞれにみんな細かく違うんですが、これはどういうふうにして決めるのだろうか。

村山議長 これは。

20番 公社が入ってなくてやっているのか。公社は現物ではだめなんでしょう。

村山議長 基本的に金銭での賃貸借というようになっているようでございます。

20番 そもそも、耕作者さんはわかりやすいけれど、法人のほうは本当に細かくて。

推19番 これは相対で。相対で契約。

20番 こんないちいち細かく。

村山議長 これ結局面積で割ると、例えば、面積、この場所について、この面積で割るとこういう数字になってくるんじゃないでしょうか。私も前に公社を通したときに、例えば一反歩2万円で契約すると、台帳面積で計算して出してくれると、

こういう細かい数字が出てきたりすることがあったんですが。

18番 これはですね、条件によって細かく決まっているんですよ。それに合わせてくるんです。米の価格でもスライドしますし、土地改良の負担金も全部違いますので。米価に応じて多少スライドしますし、条件に合わせて更新もします。それでこのような形になってくるんです。

村山議長 今、そういう説明がございましたが、それでよろしいでしょうか。

20番 はい。

村山議長 ほかに、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、この新規設定13件について公社借入、公社貸付ともに適当であるという回答をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。なお、再設定の7件につきましても、推進委員さんからは不適當というような報告は頂いておりませんので、再設定につきましても公社借入、公社貸付ともに適当と回答させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 特に異議等ないようでございますので、そのように回答させていただきます。

村山議長 それでは以上をもちまして、議案については全て終了いたしましたので、第23回総会を終了させていただきます。以降は事務局に進行をお願いいたします。